

国の燃料油価格激変緩和対策事業に関する「よくあるご質問」

◆本事業の概要を教えてください。

全国平均ガソリン小売価格（原則毎週水曜日 14 時に資源エネルギー庁の HP で公表）が 170 円以上となった場合に、石油元売・輸入事業者へ価格上昇を抑える原資（最大 5 円）を支給することにより、ガソリンなどの卸価格の上昇を抑え、小売価格の急騰を抑えるものです。

◆いつからいつまで実施するのか。

2021 年 12 月から 2022 年 3 月末まで実施いたします。本事業は、原油価格の高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐことを目的に、前例のない時限的・緊急避難的に実施するものです。

◆何故発動価格が全国一律なのか。

ガソリン価格は輸送コスト等により地域差があり、ばらつきがありますが、原油価格の上昇は石油製品の上昇として地域問わずほぼ全国共通に反映されると考えられています。このため、本事業では速やかに効果が行き渡るようにするため、各地域での小売価格からの上昇を全国一律に抑えることとしています。

◆発動したらガソリン価格は安くなるのか。

本制度は、ガソリンなどの小売価格の急騰を抑えるために行うもので、値下げを目的とするものではありません。

◆発動後にガソリン価格が 170 円を越えることはないのか。

ガソリンの価格は輸送コストの違いなどもあり、地域差が生じるものです。そのため、本制度は全国平均小売価格 170 円以上を発動要件としておりますが、全国一律に小売価格を 170 円以下にするものではありません。また、本制度はガソリンなどの小売価格の急騰を抑えるために行うもので、値下げを目的とするものではありません。

◆発動前から小売価格が 170 円未満のガソリンスタンドも本補助金の対象となるのか。

本制度は、全国平均ガソリン小売価格 170 円以上を発動要件としておりますが、全国一律に小売価格を 170 円以下にするためものではありません。

ガソリン価格は輸送コスト等の違いなどもあり、地域差が生じるものでありますが、170 円未満のガソリンスタンドも本制度の対象となります。

◆一度発動した後、発動基準価格は変動するのか。またなぜ変動するのか。

一度 170 円以上で発動した場合、翌 4 週間ごとに発動基準価格を 1 円ずつ切り上げることをとしています。

本事業は、原油価格の高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になること事態を防ぐことを目的に、時限的・緊急避難的に行うものであり、発動基準価格の切り上げは、激変緩和の観点から行うものです。

◆対象となる油種を教えてください。

対象となる石油製品は、ガソリン、軽油、灯油、重油の 4 種類です。

◆石油元売・輸入事業者の卸価格を抑制することで、小売価格を抑制できるか。

国は、小売価格が適正に抑制されるよう、元売・小売をはじめその他各地の団体と連携しながら、事業の趣旨を広く周知・広報していきます。また、全国の小売価格の推移を各地の団体などと連携して調査し、価格が抑制されているかモニタリングを実施します。

【お問い合わせ】

制度全般に関するコールセンター〈フリーダイヤル〉

0120-476-060

受付時間：9：00～18：00

「燃料油価格激変緩和対策事業」は、資源エネルギー庁より採択され、株式会社博報堂が事務局を運用しています。